



曾根崎交通安全協会  
曾根崎自家用自動車部会  
〒530-0027  
大阪市北区堂山町1-5  
三共梅田ビル6階611号室  
TEL (06) 6315 - 8505  
FAX (06) 6315 - 8506  
制作・印刷 (株)タップハウス



## 謹 賀 新 年

本年もよろしくお願い申し上げます  
令和4年 元旦



曾 根 崎 警 察 署  
署 長 中 綱 健 治  
署 員 一 同

曾 根 崎 交 通 安 全 協 会  
曾 根 崎 自 家 用 自 動 車 協 会  
会 長 中 野 由 彦  
役 職 員 一 同

### 新年のご挨拶

曾 根 崎 交 通 安 全 協 会  
曾 根 崎 自 家 用 自 動 車 協 会  
会 長 中 野 由 彦

明けましておめでとうございます。  
皆様方には、大きな夢と希望に満ちた新年をお迎えになられたこととお喜び申し上げます。

昨年は、公私ともコロナ禍で非常に厳しい情勢のなか、当協会の業務運営への御理解とご協力を賜り心から御礼申し上げます。

さて、昨年の交通情勢をみますと、交通事故死者数は140人（対前年比+16人）全国ワースト2位と非常に厳しい結果となりました。

特に、65歳以上の高齢者の交通死亡事故が増加しました。

昨年11月17日大阪狭山市のスーパー敷地内で、89歳の高齢運転者が自車を暴走させ、歩行中の87歳の男性高齢者が全身打撲で死亡したほか、2人の女性をはね飛ばす交通事故が発生しました。

その状況は、テレビニュースで何度も放映され、大きな衝撃とともに高齢運転者対策の必要性が報じられました。

飲酒運転の撲滅が叫ばれているなか、民放の「警察24時」を見ていますと、飲酒運転のうえ検挙を逃れるため逃走する運転者、検問中の警察官に飲酒検知を求められても手こずらせるドライバー、無謀運転による交通事故で多くの尊い命が奪われています。

昨年6月、千葉県八街市（やちまた）市で、飲酒のうねトラックを運転していた男が、集団下校中の小学生児童を次々とはね飛ばし、5人もの児童を死傷させる痛ましい交通事故を起こしたことは、記憶に新しいところであります。

この交通事故に対する社会的反響は大きく、飲酒運転撲滅に向けた法改正を政府に求める被害者家族や、世論にも押され、令和4年10月1日、雇用者等は車両運行前に運転者に対し、アルコール検知を義務化する法律が施行され、市民を交通惨禍から守る気運が高まった年でもありました。

本年の大阪府警察本部長は年頭の挨拶で、大阪府警の交通関係の業務重点として「府民が安心して暮らせる『安全な街おおさか』を確立する警察活動の推進」「交通死亡事故を抑止するための諸対策の推進」等を掲げ、これらを達成するため「関係機関等と広く連携して」と述べ、民警が一体となってその目的を達成する手法が指示された事から、当協会としましても「安全な街おおさか」を達成するため会員をはじめ協力企業・団体の協力を得ながら取り組んでまいります。

結びに、皆様の益々の発展とご健勝を祈念しまして新年のご挨拶といたします。



## 年頭挨拶

大阪府警察本部交通部

交通部長 たけ 竹 うち 内 ひろ 広 ゆき 行

明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては健やかに新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。

また、平素は、交通警察業務はもとより、警察行政の各般にわたり、深いご理解とご支援・ご協力を賜っておりますことに対しまして、心から厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の府下の交通事故発生状況は、一昨年と比較し、交通事故発生件数、負傷者数ともに減少いたしました。残念ながら死者数につきましては6年振りの増加となり、多くの方々の尊い命が交通事故によって失われてしまいました。

とりわけ、去年は二輪車運転者の交通死亡事故が相次ぎ、8月には大阪府交通対策協議会会長である大阪府知事名の「交通死亡事故多発警報」が発令されるなど、非常に厳しい交通事故情勢でありました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、あらゆる場面において自粛や制約が求められる中、様々な交通安全行事等の中止や延期を余儀なくされました。

申し上げるまでもなく、交通事故のない誰もが安心して暮らせる「安全なまち大阪」を確立するためには、交通死亡事故の抑止を担っている私共警察と、関係機関・団体の皆様方が、「悲惨な交通事故から府民の方々を守る」という強い決意を持って、交通死亡事故ゼロを目指して一層連携を強化し、官民一体となった交通安全諸活動を展開することが必要不可欠であります。

そのため、本年から交通死亡事故抑止対策の新たなスローガンとして「交通死亡事故チャレンジゼロ」を掲げ、交通死亡事故の特徴的傾向である「夜間」「幹線道路」「交差点」の3要素を重点とする対策の強化をはじめ、運転者の歩行者優先と歩行者の正しい横断を徹底する「横断歩道ハンドサイン運動」や、多発傾向にある二輪車の交通事故を防止するための新たな対策である「二輪車すり抜け運転ストップ運動」等の諸対策を一層強力に推進してまいりたいと考えております。

また、本年4月には、昨年6月に千葉県下において発生した、業務中の飲酒運転により児童が犠牲になるという痛ましい交通事故の発生を受けまして、安全運転管理者の任務に飲酒検知の業務が追加されるなど、飲酒運転防止に向けた事業者の取組が強化されるほか、5月には、高齢運転者対策の充実、強化を図るため、75歳以上の高齢者の運転免許更新において、一定の違反がある方に対する運転技能検査の導入や、サポート車限定免許の新設等が盛り込まれた、改正道路交通法が施行されます。

こうした交通安全に向けた様々な制度改正にも適正に対応し、本年も、交通事故の撲滅に向け、警察として執るべき各種対策を強力に推進するとともに、関係機関・団体の皆様方とともに、府民が安心して暮らせる「安全なまち大阪」の確立に向けて邁進してまいり所存でありますので、引き続き、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、曽根崎交通安全協会 自家用自動車部会の益々の御発展と、皆様の御健勝、御多幸を心から祈念申し上げ、新年の御挨拶とさせていただきます。



## 年頭のご挨拶

曽根崎警察署

署長 中 綱 健 治

あけましておめでとうございます。

皆様方には、健やかな新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素は、交通安全活動をはじめ、警察行政の各般にわたり、深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の当署管内における交通事故発生状況につきましては、幸いにも死亡事故はありませんでした。しかしながら、大阪府下では140人もの尊い命が失われており、一昨年より16人増加するなど大変厳しい状況にあることから、引き続き交通安全活動の対策を継続してまいります。

また、去年も新型コロナウイルス感染症により、春と秋の交通安全運動のイベントやキャンペーン等は全て中止させて頂きました。



昨年の当署の主な取組みといたしましては
 

- ・小学校でのリモートによる交通安全教育
- ・白バイ、サイドカーを活用した交通安全啓発
- ・電動キックボード等の指導取締り
- ・可搬式オービスによる速度取締り
- ・デザイン専門学校と連携した広報啓発用ウエットティッシュ（学生がデザイン）の配布活動等、

 新型コロナウイルス感染症により制約が多い中、多くの方々に交通安全を呼び掛けることができました。
 これもひとえに貴会及び会員の皆様方のご協力のお陰であり心より感謝申し上げます。
 本年は、早期にコロナ禍が終息し、以前のような交通安全活動を活発に行い、悲惨な交通事故が1件でも無くなるよう署員一同、全力で取り組んで参りますので、引き続き、格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。
 結びに、曽根崎交通安全協会・自家用自動車部会の益々の発展と、会員の皆様のご健勝、ご多幸を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

令和3年12月末の大阪府下における交通事故の発生状況(概要)

交通事故の概況

- 統計上最小を記録
 

全国の交通事故死者数は、2,636人で、昭和23年から統計を取り始めて以降最も少ない年となりました。

過去の統計を見ますと、昭和45年高度経済成長のまっただ中で「人類の進歩と調和」をテーマとした「日本万国博覧会」の年は、年間交通事故死者1万6765人の方が亡くなっています。
- 高齢者(65歳)以上の死者が半数近い
 

交通事故死者140人中、高齢者が68人(48.5パーセント)でした。

また、対前年比+20人の増加でした。
- 二輪車の死者が増加
 

二輪乗車中の交通事故死者が45人(対前年比+9人)と増加しました。

なお、自転車乗車中の死者は27人でした。
- 大阪の交通事故死者数は全国ワースト2位
 

大阪の交通事故死者数は、140人(対前年比+16人)で、神奈川県142人に次ぐワースト2位でした。

交通事故の特徴

- 飲酒運転事故が減少
 

飲酒運転事故が131件 対前年比-20件と減少しました。

飲酒運転による死者も8人 対前年比-1人と減少しました。
- 高齢者関連事故は減少したが死者は増加しました。
 

|                |        |     |       |
|----------------|--------|-----|-------|
| 高齢者関連事故が減少     | 7,777件 | 前年比 | -310件 |
| 高齢者の死者が増加      | 68人    | 前年比 | +20人  |
| 高齢運転者事故が減少     | 4,678件 | 前年比 | -136件 |
| 高齢運転者事故での死者が増加 | 21人    | 前年比 | +5人   |
- 自転車関連事故及び自転車相互の事故が増加
 

|            |        |     |      |
|------------|--------|-----|------|
| 自転車関連事故が増加 | 8,861件 | 前年比 | +87件 |
| 自転車相互事故が増加 | 565件   | 前年比 | +30件 |
- 子供関連事故が増加
 

子供関連の交通事故が増加 888件 前年比 +37件

大阪府内の交通事故

| 区分   | 年 | 令和3年   | 令和2年   | 前年対比 | 増減率    |
|------|---|--------|--------|------|--------|
| 件数   |   | 25,388 | 25,543 | -197 | -0.8%  |
| 死者数  |   | 140    | 124    | +16  | +12.9% |
| 負傷者数 |   | 29,505 | 29,820 | -278 | -0.9%  |

曽根崎警察署管内の交通事故

| 区分   | 年 | 令和3年 | 令和2年 | 前年対比 | 増減率    |
|------|---|------|------|------|--------|
| 件数   |   | 256  | 305  | -118 | -28.7% |
| 死者数  |   | 0    | 0    | 0    | —      |
| 負傷者数 |   | 300  | 354  | -54  | -15.3% |

令和3年 全国の交通死亡事故(ワースト10の都道府県)

|      | 1   | 2   | 3   | 4   | 5   | 6   | 7   | 8   | 9   | 10  |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 都道府県 | 神奈川 | 大阪  | 東京  | 千葉  | 北海道 | 埼玉  | 愛知  | 兵庫  | 福岡  | 静岡  |
| 死者数  | 142 | 140 | 133 | 121 | 120 | 118 | 117 | 114 | 101 | 89  |
| 前年比  | +2  | +16 | -22 | -7  | -24 | -3  | -37 | 4   | 10  | -19 |



## 道路交通法施行規則の一部改正「運行前の飲酒検知」の要旨

安全運転管理者の業務が新たに課せられる法律改正(運行前飲酒検知)がありました。

道路交通法第74条の3第2項には、

安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するために必要な、当該使用者の業務に従事する運転者に行う交通安全教育、その他自動車の安全運転に必要な業務で内閣府令で定めるものを行わなければならない。

同条3項には、

前項の交通安全教育は、第108条28第1項の交通安全教育指針に従って行わなければならない。

と定められている。

施行規則(内閣府令)第9条の10には、安全運転管理者の業務は、

- ① 運転者の運転適性の把握(同条1項)
- ② 自動車の運行計画の作成(同条2項)
- ③ 交代運転者の配置(同条3項)
- ④ 異常気象天災時の指示(同条4項)
- ⑤ 運転前の点呼(同条5項)
- ⑥ 運転日誌の備え付けと記録(同条6項)
- ⑦ 運転者に対する安全指導

等の他、同管理者(含む副安全運転管理者)には下記「運行前飲酒検知」が加えられました。

令和4年4月1日から施行される、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の改正要旨は、

### 1 道路交通法施行規則の一部改正

安全運転管理者の業務として新たに定められたのは、

#### (1) 酒気帯びの有無の確認及び記録の保存(令和4年4月1日施行)

- ① 運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、運転者の状態を目等で確認すること。

##### ※ 解釈

ア 現在、運転前に酒気帯びの有無の確認が、改正後(4月1日)は運転後も確認が必要。

イ 運転を含む業務の開始前や出勤時、及び終了後や退勤時に行うことも含まれる。

ウ 飲酒確認は、原則対面で実施するものですが、直行・直帰等で対面確認が困難な場合は、運転者にアルコール検知器を携帯させビデオ通話や携帯電話を使用し、運転者の顔色や声の調子での確認や検知器の測定結果報告でも良い。

#### ② 確認記録の保存

前記ア～イの記録は、1年間である。

#### (2) 検知器による確認関係(令和4年10月1日施行)

- ① 4月1日からは、目視等での確認であったが、10月1日からは、目視等に加え検知器を用いてアルコール検査を行わなければならない。

##### ※ 解釈

アルコール検知器の性能は、国家公安委員会告示により

「呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器」と定められました。

必ずしも数値が表示されるものである必要はなく、ランプでアルコールの有無を表示するのみのものも含まれます。

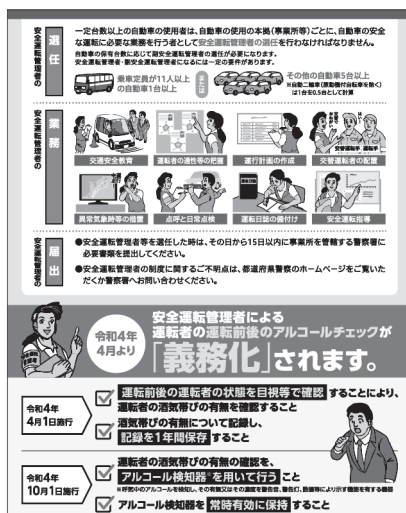
#### ② アルコール検知器の保守管理

「アルコール検知器を常時有効に保持すること」が義務化

##### ※ 解釈

アルコール検知器は使用期限、使用回数制限があります。

各検知器の仕様を確認し、検知器の管理も確実に行う必要があります。



内閣総理大臣賞(最優秀賞)  
 〈令和4年交通安全年間スローガン〉  
 手を上げる 子どもはあなたを 信じてる  
 スマホじゃない 見るのは前でしょ 周りでしょ  
 とうげこう よそみ おしゃべり きけんがいつぱい